

# 公的研究費不正防止計画で定める誓約書の提出に係る取り決め事項

令和4年4月1日  
統括管理責任者決定

当該取り決め事項は、国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画で定められている誓約書の提出に係る具体的細目について、以下のとおり明記するものである。

## 1. 対象者

本件の対象者は、本学において公的研究費の運営・管理に関わるすべての者とし、原則としてコンプライアンス教育を実施する対象者に準じる者とする。

※「本学において公的研究費の運営・管理に関わるすべての者」とは、本学と雇用関係のある教職員（非常勤職員含む）、TA・RA等の学生で公的研究費の運営・管理に携わる者をいう。

## 2. 誓約書の徴取時期について

誓約書の徴取については、コンプライアンス教育と同時期に行うものとし、上記対象者に対して実施するものとする。なお、新規採用の教職員及び学生等の構成員については、本件対象者となった都度随時実施するものとする。

## 3. 誓約書の提出方法

誓約書の提出については、国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画で定める様式「公的研究費に関する誓約書」（別紙1）の内容に基づき、原則として電子による署名により提出するものとし、書面による提出は、学生雇用の場合を除き、例外的なやむを得ない場合に行うものとする。

### 【電子による提出方法】

各構成員の所属するコンプライアンス推進責任者より提供されたフォームに各自の宮崎大学統一認証アカウント（MID）でログインし、誓約書の内容を確認の上、必要事項への入力及び送信ボタンのチェックにより提出完了とする。

### 【書面による提出方法】（国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画 別紙1参照）

国立大学法人宮崎大学公的研究費不正防止計画で定める様式について、必要事項を記入し、所属する部署のコンプライアンス推進責任者へ提出するものとする。ただし、事務局については、各部署の総務担当部署が所属する事務職員の管理を行うものとする。

## 4. 誓約書の提出を行わない者への対応について

コンプライアンス推進責任者は、所属する研究者等が誓約書の提出を拒否する場合、その旨を統括管理責任者に報告するとともに、当該研究者等が誓約書を提出するまで、その者のいかなる予算執行についても許可しないこととする。